

おもな事業を紹介します

Part 3

介護保険制度の見直し

4月から地域包括支援センターを設置

◇4月より介護保険制度が改正◇

介護保険制度は平成12年開始から6年、介護を社会全体で支える制度として定着しました。その一方で、要介護者、中でも要支援や要介護1の軽度の人が増加し、制度から給付される費用も年々増大しています。

市の本年度の介護給付費分は2億3、640万4千円（給付費の12・5%分）の予算計上です。

介護保険制度は4月に大幅な見直しが行われました。今回の見直しの特徴は、「介護予防」「自立支援」の新しい枠組みをつくり、できる限り要介護状態にならないようにし、要介護状態になってもそれ以上進行しないようにする取り組みです。そのため、介護認定に要支援1・

要支援2の認定段階を設定し、また、介護認定を受けていない虚弱高齢者に対しての対策を強化しました。

これにより、市は地域包括支援センター（いきいき長寿支援課内）を設置し、職員3名を配置しています。

虚弱高齢者の生活機能の改善

地域包括支援センターでは、要介護認定の非該当者や介護が必要になるおそれの高い虚弱高齢者（特定高齢者）に対し、生活機能の改善に向けた「介護予防ケアマネジメント」を実施し、個々にあった介護予防プランを作成します。

プランは、運動機能の低下が見られる人には、機能向上・維持のための「パワーリハビリ教



室」やミニデイサービスでの「転倒予防体操」などを、口腔機能の向上・栄養改善の必要が認められる人には、訪問して相談や指導などを実施します。

要支援者の運動機能の改善

これまでは、介護支援サービス事業者（ケアマネジャー）が介護プランを立てていましたが、4月より地域包括支援センターが介護予防プラン（予防給付）を作成することになりました。（にかほ市の場合には、これまでの介護支援サービス事業者の一部委託）

介護予防プランによる予防給付は、「要支援状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと」を目的として実施するものです。デイサービスなどでは介護予防のために、新たに「運動機能の向上」、「栄養改善」、「口

腔機能の向上」がそのサービスとして導入されていきます。

4月より介護保険料が改定

介護保険制度は、3年ごとに「介護保険事業計画」を策定し、計画期間内の介護サービスの需要や介護保険事業にかかる費用の見込みなどを定めて、その費用をもとに65歳以上の保険料が設定されます。

高齢化の進行に伴い、認定を受け介護サービスを受けている人が増えており（特に軽度者の利用）、また、制度の定着とともに一人ひとりの受けるサービス量が増えていることなどから、介護保険料の基準額（第4段階）が、月額4、170円とになりました。基準額をもとに、低所得者の人に過重な負担とならないよう6段階の所得段階別保険料が決められています。

※詳しくは広報4月15日号と一緒に配布したパンフレットを参照してください。

申請・問合せ先

いきいき長寿支援課
介護保険係 ☎32-3042

子育ての経済的支援

子育て支援サービスの実施

◇すこやか子育て支援事業の実施◇

保護者の負担軽減のため、1歳以上の児童には、保育料を一部助成し、0歳児には養育支援金を支給しています。（ただし一定の所得制限があります）
また、特例（4分の1助成）と経過措置（全額助成）があります。

◇子どもから祝金支給事業の実施◇

次代を担う新生児の誕生を祝い、その子育てを支援するため、「子どもから祝金支給事業」を実施しています。

子どもの出生日の1年以上前からにかほ市に住所を有し、住民基本台帳に登録されている世帯が対象です。

《すこやか子どもから祝金》
第3子 10万円
第4子以降 20万円



チャイルドシート購入補助金交付事業の実施

チャイルドシート購入費用の一部補助は、乗車中の乳幼児の安全確保と事故防止を図ることで、子育て支援に役立ててもら

◇放課後児童健全育成事業の実施◇

放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）を行っていただきます。クラブの運営は、市が民間（幼稚園や子育て支援グループ）に委託する方法で行っていただきます。開設期間や時間、保育料等は各クラブが決めています。

★学童保育クラブとは★

放課後または長期の休み期間中、児童だけで過ごさなければならぬ小学生が指導員や友だちと過ごす場所です。

★利用できる基準★

小学校に在学し、保護者の労働または病気等の理由により放課後保育に欠ける小学校3年生以下の児童です。

学童保育クラブ案内

- ・のびやかサークル（象潟保健センター内）
- ・星城保育園
- ・たんぼほサークル（金浦勤労

◇子どもSOS ネットワークの設立◇

児童相談の窓口として「子どもSOSネットワーク」を設けています。児童虐待や非行など、子どもに関する問題について、心配や不安があったら、一人で悩まずに、気軽にご相談ください。

子どもSOSネットワークでは、適切な対応を図るために、保健、医療、警察、教育などの関係機関が情報を交換し、支援内容を協議して協力していきます。

児童手当の対象者拡大

児童手当の支給対象者が、小学6年生まで拡大されました。

申請・問合せ先

すくすく子育て支援課
子育て支援係 ☎32-3040



保育料の助成状況表

出生順位	生年月日	0歳児	1歳～就学前
第1子	H17.4.1以前	保育料全額助成	保育料1/4助成
	H17.4.2～H18.4.1	保育料全額助成又は支援金（月1万円）	保育料半額助成
	H18.4.2以降	支援金（月1万円）	保育料半額助成
第2子	H17.4.1以前	該当なし	保育料1/4助成
	H17.4.2～H18.4.1	支援金（月1万円）	保育料半額助成
	H18.4.2以降	支援金（月1万円）	保育料半額助成
第3子	H17.4.1以前	保育料全額助成	保育料全額助成
	H17.4.2～H18.4.1	保育料全額助成又は支援金（月1万円）	保育料全額助成
	H18.4.2以降	支援金（月1万円）	保育料半額助成